



神河町公告(告示)第178号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和5年10月30日

神河町長 山名宗愷



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積 ha	経営管理権 の存続期間	備考
R5-1-01	神河町岩屋字宮ノ谷 653-1	66	才	山林	3.95	5年間 (2028.8.31)	
	神河町岩屋字宮ノ谷 653-3	66	才	山林	3.97		

2 縦覧場所 神河町役場農林政策課
神河町のホームページ (<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>)

3 本公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。